

○防衛省令第五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

防衛大臣 田中 直紀

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第六部員の項第三号中「又は国家公務員採用Ⅰ種試験」を「国家公務員採用Ⅰ種試験、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）又は国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。